

全盲女性に点字判決 名古屋地裁、障害認定訴訟で

名古屋市に住む全盲の鍼灸師、梅尾朱美さん（62）が、障害程度区分を軽度と認定した市を相手に、認定の取り消しを求めた訴訟の判決で、名古屋地裁（福井章代裁判長）は9月7日、判決要旨の点訳書面を提供した。後日、全文を郵送する。請求自体は棄却されたが、最高裁によると判決文の点字化は極めて珍しいという。

梅尾さんは、視覚障害者に対する裁判所の配慮に期待を込め、あえて弁護士を付けず自ら点字で訴状を作成し、2010年4月に提訴していた。「判決には怒りを感じるが、判決文の点訳は画期的で、裁判所にはできるだけの対応をしてもらえた」としている。

判決によると、市は2009年、「前年までの福祉サービスの利用量が少なかった」として、2006年に重度の「4」だった梅尾さんの障害程度区分を最も軽

い「1」に引き下げた。これを梅尾さんは「心身の状況は変わっておらず、必要な福祉サービスを受けられない恐れがある」と反発していた。

地裁は、市側が提出した証拠のうち2006年と2009年の認定根拠となった審査項目一覧表を外部の業者に委託して点字化。被告の市側も、答弁書や準備書面などを点訳した。

障害者の司法アクセスをめぐるのは、障害者権利条約に条項があり、条約批准に向けた政府の障害者制度改革の議論のなかでも検討課題に挙がっている。裁判所の構造が障害者も利用できるようバリアフリーになっていない、手続きにおいて障害特性に配慮がない、といった問題が指摘されてきた。

（福祉新聞・第2591号 2012年9月17日）